# 佐倉教育ビジョン

平成23年度~32年度

平成23年4月

佐倉市/佐倉市教育委員会

## はじめに

佐倉市には、印旛沼に面し、台地や谷津で構成された変化に富んだ地形が広がり、たくさんの動植物が生息する豊かな自然環境があります。この恵まれた環境と比較的温暖な気候により、早くから人々が定着し、古くは先土器時代からその文化を認めることができます。近世には、佐倉城が築かれて城下町が整備され、街道は多くの人々でにぎわいました。また、好学進取の精神のもと学問が盛んであり、幕末から明治にかけて、優れた業績を残した人物を数多く輩出しています。

教育委員会では、それらの貴重な自然や歴史的な資源を活用して、子どもたちが、将来への夢と希望を胸に抱いて広い世界へ羽ばたけるように育くむことや、人々が生きがいをもって地域で生活できるよう支援することが、教育の大切な役割であると考えております。

佐倉市は、平成15年4月に「佐倉教育ビジョン」を策定し、中・長期の視点に立った教育目標や目指すべき施策の方向性を示しました。そして、この計画に基づき様々な施策を展開してきましたが、計画期間が平成22年度までとなっていることから、新たな計画を策定することとしました。

新しい佐倉教育ビジョンは、「魅力ある佐倉の人づくり 地域づくりをめざして」をテーマにとして、基本的な考え方を継承しつつ、基本方針や施策を再構成するとともに、第4次佐倉市総合計画とも整合を図りました。教育への市民参加や地域の教育力の向上は引き続き重要な課題と位置付け、学校教育では子どもたちの「生きる力」を育むための施策の充実を図ります。さらに、郷土佐倉への愛着を深める施策を推進し、教育環境を整え、様々な学習機会を提供することにより、基本理念の実現に向けて進んでいきます。

また、この計画を実現するために、佐倉教育ビジョン推進計画を策定すると ともに年度ごとの進捗管理を行っていきます。

この佐倉教育ビジョンに基づき、これからも質の高い佐倉の教育を目指し、 一層の向上に努めてまいります。

平成23年4月

佐倉市教育委員会 教育長 葛 西 広 子

## 目 次

第1章 佐倉の教育について ・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 佐倉の教育の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 佐倉教育ビジョンの位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 佐倉教育ビジョン推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2章 教育ビジョンの体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章 基本理念とめざすべき佐倉市民像 ・・・・・・・・・・・・	8
第4章 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
基本方針1 地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす ・・・・・	10
基本方針2 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす ・・・・・・・・・	10
基本方針3 郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす ・	11
基本方針4 教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす ・・・・・・・・・	11
第5章 施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1)地域の教育力の向上をはかります ・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2)"佐倉の教育"への市民参加の促進をはかります ・・・・・・・・・・	15
(3)確かな学力の向上をはかります ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(4)豊かな心と丈夫な体の育成をはかります ・・・・・・・・・・・・・	17
(5)「佐倉学」の推進をはかります ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(6)新たな佐倉の魅力の発見と,芸術文化の普及をはかります ・・・・・・	20
(7)安心して学べる教育環境の整備をはかります ・・・・・・・・・・・	22
(8)様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります ・・・・・	23
資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1 佐倉教育ビジョンの評価(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2 市民の教育に関する意識調査(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・	32
3 用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
4 策定経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
5 策定組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50

## 第1章 佐倉の教育について

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 佐倉教育ビジョン策定の趣旨

佐倉教育ビジョンは、中・長期的な視点に立って、佐倉の教育の指針となる基本理 念やめざすべき佐倉市民像、基本理念を達成するための基本方針を示すことにより、 各教育施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした計画です。

## (2) 佐倉教育ビジョンの策定経緯

佐倉教育ビジョンは、「新しい佐倉の人づくり、地域づくりをめざして」をテーマとして、平成15年4月に策定されました。

それまで、学校教育では「学校教育改善プラン」を、生涯学習では「生涯学習推進計画」などを策定し、各分野の個別計画に基づいて佐倉の教育施策の推進を図ってきました。しかし、新しい時代の流れの中で、「生きる力」を育む施策の展開や、家庭・地域の教育力の向上、教育への市民参加、魅力あふれる佐倉の"地域づくり"などがより強く求められたことから、人づくり、地域づくり、ふれあい・健康づくりをめざした教育を市民とともに展開するため、学校教育と生涯学習を統一した「佐倉教育ビジョン」を策定したものです。

そして、この教育ビジョンに基づき各教育施策を総合的かつ効果的に推進するため、 平成15年度から18年度までの4年間を計画期間とした、前期「佐倉教育ビジョン 推進計画」(以下、推進計画)を策定しました。この推進計画では、それぞれの「目指 すべき施策」に位置付けられた各所属の事業について4年間の実施スケジュールを明 示し、事業の推進を図りました。さらに、事業の実施状況を把握するため、「教育ビジョン推進調整会議」を設置し、各年度における事業の進捗管理を行ってきました。

平成19年度には、前期推進計画の進捗状況を基に、平成22年度までの後期推進計画を新たに策定し、引き続き教育ビジョンに位置付けた施策の実現に努めてきました。

そして、平成22年度は教育ビジョン及び後期推進計画の最終年度にあたることから、推進計画に位置付けられた事業の実施状況や目標の達成状況等を評価するとともに、市民の考えを反映させるため「市民の教育に関する意識調査」を実施し、それらを参考にして、新たな「佐倉教育ビジョン」の策定につなげていくこととしました。

## 2 佐倉の教育の現状と課題

佐倉の教育の課題を把握するため、これまで推進してきた「佐倉教育ビジョン」及び「佐倉教育ビジョン推進計画(平成19年度~22年度)」に基づく施策や事業の評価を行いました。また、市民が佐倉の教育や、現在の社会状況について感じていることなどを把握するため、「市民の教育に関する意識調査」を実施しました。

#### (1) 佐倉教育ビジョン、佐倉教育ビジョン推進計画の評価

「佐倉教育ビジョン推進計画(平成19年度~22年度)」に位置付けて実施してきた事業の実施状況や目的の達成状況・達成度を評価することにより、教育ビジョンの「目指すべき施策」「施策」「基本方針」の評価としました。

#### <施策① あなたが主役、魅力ある佐倉づくり>

市民の自発的な学習や教育活動を支援するための情報提供や、市民が様々な事業や行事に参加・参画できる機会の提供等については順調に進んでいますが、そこから、市民が積極的に事業へ参加することや、「佐倉市教育の日」を中心とした市民との協働による教育関連行事の開催などの、新たな市民との協働事業などへはつながってないという状況です。このため、これまで実施してきた事業内容の検討や新しい仕組み作りなどが、これからの課題です。

#### <施策② みんなの力を、地域の教育力へ>

地域の人材の情報収集や、効果的な情報提供などについては、個人情報の保護にともない、慎重な対応が求められており、思うように進んでいない状況です。また、指導者や各種教育団体への支援は実施してきましたが、社会教育の観点から実施してきた「地域に開かれた学校づくり」において、学校を地域のコミュニティ活動の拠点とすることは不十分であり、これからの課題の1つです。一方、学校・家庭・地域の連携については、アイアイプロジェクト活動の実施などにより盛んになってきています。これらの課題の解決に向けて、今後も継続して実施していくことが必要です。

#### <施策③ 子どもたちが生き生き育つ学校教育>

児童・生徒の教育に関する施策については、「確かな学力の向上」「心の教育の充実」「学習意欲の向上」など、いずれの施策も順調に進んでいます。また、学校教育の観点から実施してきた「地域に開かれた学校づくり」については、学校職員と地域の方々との連携が深まりつつあります。これらの施策は順調に取り組みが進んでおり、今後も引き続き取り組んでいきます。

#### <施策④ 佐倉の恵み再発見、学び舎佐倉>

「佐倉」について、市民に関心を持ってもらうための取り組みとして、「佐倉学」を中心とした事業を実施してきました。情報発信の方法について課題はありますが、おおむね順調に進んでいます。市民に佐倉の歴史・自然・文化などの特長をたくさん知ってもらうことは今後も重要な課題なので、継続して取り組んでいきます。

#### <施策⑤ ともにひろげよう、ふれあい・健康づくりの輪>

「スポーツの振興」や「食育の推進」に関する事業の実施については、おおむね順調に進んでいます。心身の健康は私たちの日常生活の基本であり、あらゆる行動の源であることから、引き続き取り組んでいきます。

## (2) 市民の教育に関する意識調査

佐倉教育ビジョン策定にあたり、佐倉の教育に対する市民の考えを広く取り入れ、 佐倉のあるべき教育の姿を明らかにするために、佐倉市内に居住する20歳以上の男 女4,000人を調査対象として意識調査を実施しました。その調査結果のうち、佐 倉の教育全般に関する市民の回答のうち上位5つを紹介します。

#### <問1:佐倉の教育施策において大切なこと(複数回答)>

① 道徳的判断力・実践力を身につけること	77.	6%
② 生きる力を育むこと	57.	3 %
③ 確かな学力を身につけること	50.	4%
④ 伝統・文化を継承し発展させること	41.	3 %
⑤ 体力の向上を図ること	31.	7 %

#### <問2:望ましい市民像(複数回答)>

① 他人に対する思いやりのある市民	77.4%
② 郷土佐倉に対し愛着を持てる市民	52.9%
③ 自然や芸術に対する豊かな感受性をもつ市民	41.9%
④ 社会活動へ積極的に参加する市民	38.5%
⑤ 積極的に学び行動する市民	33.5%

#### <問3:重点的に取り組むべき教育施策(複数回答)>

① 子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	72.	6 %
② 「生きる力」や豊かな心を育むための道徳教育や		
人権教育の充実	69.	9 %
③ 子どもたちの基礎的な学力の向上	49.	7 %

④ 子どもたちの活動場所の確保

33.2%

⑤ 地域から信頼される学校づくり

28.4%

※佐倉教育ビジョン、佐倉教育ビジョン推進計画の評価及び市民の教育に関する意識 調査の結果については、その概要を資料編に掲載しました。

佐倉教育ビジョン及び推進計画の評価から、佐倉の教育の課題は、市民が学校や地域の教育活動に参加しやすい体制の整備、地域の教育力を向上させるための施策等の充実が挙げられます。

市民の教育に関する意識調査からは、佐倉の教育施策において大切なこととして、「道徳的判断力・実践力を身につけること」や「生きる力を育むこと」が、また、望ましい市民像として、「他人に対する思いやりのある市民」や「郷土佐倉に対し愛着を持てる市民」という回答が上位となっています。そして、重点的に取り組むべき教育施策として、「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」や「『生きる力』や豊かな心を育むための道徳教育や人権教育の充実」などが期待されています。

佐倉市は、これらの課題を踏まえ、皆様のご理解とご協力をいただきながら、その 解決に向けて進んでいきます。

## 3. 佐倉教育ビジョンの位置づけ

## (1) 佐倉市総合計画との関連

第4次佐倉市総合計画の計画期間は、平成23年度から32年度までの10年間です。「佐倉教育ビジョン」は、第4次佐倉市総合計画を、教育の分野から支えていく計画です。

#### (2) 個別計画との関連

佐倉市青少年育成計画や第3次佐倉市スポーツ振興計画と連携を図ります。

また、教育委員会の計画には、『佐倉市公民館活動計画(平成17年度~22年度)』、『第2次佐倉市図書館整備基本計画(平成17年度~26年度)』、『佐倉市子ども読書活動推進計画(平成17年度~22年度)』などがあります。これらの計画は、いずれも教育ビジョンの理念、基本方針に基づいて作成された計画なので、平成22年度で計画期間が終了する計画については、引き続き教育ビジョンの理念、基本方針に沿って策定します。

#### (3)教育基本法第17条第2項の計画

平成18年に改正教育基本法が公布・施行され、第17条に「政府は教育の振興に関する基本的な計画を定めること」が規定されました。そして、第2項では、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

佐倉市は、平成15年度に策定した佐倉教育ビジョンを、教育基本法第17条第2項に規定されている「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けています。

今回新たに作成する佐倉教育ビジョンにつきましても、引き続き同様の計画として 位置付けます。

#### 【教育基本法】

#### (教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要 な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表 しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共 団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努め なければならない。

## 4. 佐倉教育ビジョン推進計画

佐倉教育ビジョンの、基本理念、基本方針、教育施策等を推進し実現していくためには、施策ごとに具体的な計画が必要となります。そのため、「佐倉教育ビジョン推進計画」を定め、教育施策等を実現するために重点的に推進する事業の設定や、年度ごとの実施スケジュールを策定し、それに基づいて事業を実施することが必要です。

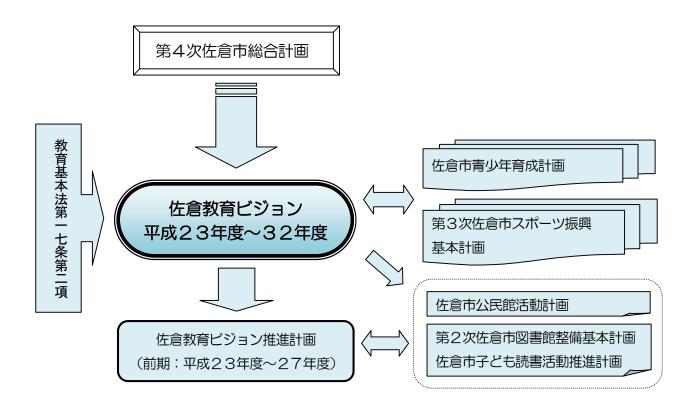
そこで、新たな「佐倉教育ビジョン」策定後、すみやかに前期5年間(平成23年度~27年度)の「佐倉教育ビジョン推進計画」を策定し、各施策の推進に努めます。

また、教育ビジョン推進調整会議を設置し、年度ごとに事業の進捗管理に努めるとともに、必要に応じて事業内容の見直しや新規事業の追加などを行います。

## 5. 計画期間

佐倉教育ビジョンの計画期間は、第4次佐倉市総合計画の計画期間と合わせ、平成23年度から32年度までの10年間の計画とします。

また、平成23年度から27年度までの5年間は、佐倉教育ビジョン前期推進計画の計画期間とし、平成28年度から32年度までの5年間は、佐倉教育ビジョン後期推進計画の計画期間とします。なお、前期推進計画の計画期間が終了する時点で施策等の評価を行い、後期推進計画の施策等の見直しを図ります。



## 第2章 教育ビジョンの体系

#### 〔基本理念〕

提供をめざす

よく学び、自ら考え進んで行動し、生きる喜びを分かち合う、 心豊かな市民をめざす "佐倉の教育"の実現

#### [めざすべき佐倉市民像]

- (1) 佐倉に誇りと愛着を持つ人
- (2) よく学び、自ら考え進んで行動する人
- (3) 豊かな心と創造力に富む人

〔基本方針〕 〔施策〕 〔目指すべき施策〕 ● 地域に開かれた学校づくり ● 地域とのつながりや連携の推進 ● 家庭教育の充実 (1)地域の教育力の向上 ● 幼稚園児の就園の支援 をはかります 〔基本方針1〕 ● 公民館等の社会教育機能の拡充 地域の教育力の ● 地域活動の担い手の育成 さらなる向上と ● 関係機関との連携強化 市民参加の促進 をめざす ● 教育に関する市民参加の促進 (2) "佐倉の教育"への 市民参加の促進を ● 市民による教育と文化の育成 はかります ● 市民との協働事業の推進 ● 確かな学力の向上 (3)確かな学力の向上を ● 学習意欲の向上 はかります ● 指導の質の向上 〔基本方針2〕 ● 教職員の質の向上 豊かな心と 学ぶ喜びに満ちた ● 心の教育の充実 学校教育をめざす ● 一人ひとりのニーズに合った教育の推進 ● 学校教育相談の充実 (4)豊かな心と丈夫な体 の育成をはかります ● 読書や芸術・文化学習の支援 ● 学校給食を活かした食育の推進 ● 児童生徒の体力向上の推進 ● "佐倉ならでは"の情報発信の強化 (5)「佐倉学」の推進を ●「佐倉学」の推進 はかります 〔基本方針3〕 ● 地域教材を活用した学習の推進 郷土への愛着を育み、 進取の精神による ● 新たな学ぶ意欲の喚起 新しい文化の創造 (6)新たな佐倉の魅力の ● 歴史文化資産の保全活用 をめざす 発見と、芸術文化の ● 歴史的建造物の保全・整備 普及をはかります ● 芸術・文化活動の充実 ● 学校の施設整備の推進 (7)安心して学べる 教育環境の整備を ● 学校の教育環境の整備 〔基本方針4〕 はかります ● 通学路の安全の確保 教育環境を整え、 多様な学習機会の (8)様々な場面で市民が

学ぶことのできる機会

の提供をはかります

● 生涯学習の推進

● 社会教育施設の整備の推進

## 第3章 基本理念とめざすべき佐倉市民像

佐倉市は、これまでの教育ビジョンと同様に、これからの佐倉の中・長期の教育を 展望するうえで、めざすべき佐倉市民像を描き、次の基本理念を定めました。

## 〔基本理念〕

よく学び、自ら考え進んで行動し、生きる喜びを分かち合う、 心豊かな市民をめざす " 佐倉の教育 " の実現

この基本理念のめざすべき佐倉市民像として、次の3つを掲げました。

#### (1) 佐倉に誇りと愛着を持つ人

身近な郷土をよく知り、地域に対する誇りと愛着を抱くことにより、地域社会に積極的に参加・貢献ができる人を目指します。さらに、自ら地域社会との積極的なかかわりをとおし、地域社会のみならず、日本国内や国際社会においてグローバルに活躍する人を目指していきます。

#### (2) よく学び、自ら考え進んで行動する人

佐倉の伝統ともいうべき「好学進取」の気風のもと、良く学び、何ごとも前向きに考え、自分の意見をはっきりと示し、人との協調性を保ちながら、速やかに行動できる人を目指します。そして、自らが学び、考えたことを積極的に生かす喜びを、次の活動につなげていける人を目指していきます。

### (3)豊かな心と創造力に富む人

お互いの個性を尊重し、誰とでも隔たりなく接し、どんな時にも柔軟かつ的確に対応できる適応力を持ち合わせた人を目指します。さらに、新しい時代を迎え、知恵や力を出し合い、夢と希望を持った魅力ある佐倉を築き上げる人を目指していきます。

めざすべき佐倉市民像は、佐倉で生活するすべての市民が、常に自らを高めながら、 地域に暮らす人々とのつながりや、助け合いを大切にし、これからの魅力ある佐倉づ くりを担ってほしいという願いを込めたものです。

そして、佐倉市民がその実現のための様々な事業や活動にかかわることで、誰もが 魅力あるまちとして誇れる"佐倉"が築き上げられるものと考えています。

そのための一歩一歩を、引き続き皆様とともに取り組んでいきます。

## 第4章 基本方針

佐倉教育ビジョンの基本理念やめざすべき佐倉市民像を実現するために、皆様とと もに、継続して努力していくことが必要です。

そこで、基本理念やめざすべき市民像の実現に向け、次の4つの基本方針を定めま した。

## 基本方針1 地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす

地域社会を取り巻く社会情勢や生活環境は常に変化しています。そのため、子どもたちの成長や健全な地域づくりに大きな影響を与える家庭や地域社会における教育力の向上が、引き続き大きな課題となっています。そこで、地域における教育活動の中核となる学校を有効に活用することや、生涯学習を担っている公民館等の事業の充実により、地域の教育拠点を形成し、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

地域における子どもたちの奉仕体験活動、市民による見守り活動や学校行事への参加を通じて、様々な年齢の人々と交流することは、子どもたちの成長を促すうえでとても重要です。佐倉市は、市民が参加しやすい体制の整備や事業を実施し、このような活動を充実させることにより、地域の教育力の向上を図ります。

できるだけ多くの市民が、これからの佐倉の教育へ積極的に参加・参画していくために、今後も様々な教育情報の収集と提供に努め、教育に携わりやすい環境を整備するとともに、協働事業の推進を目指します。

## 基本方針2 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす

「生きる力」を育む学校教育の実現に向け、「わかる授業」「楽しい授業」の実践に取り組み、児童生徒の基礎的・基本的な知識、技能の修得と思考力・判断力・表現力等の育成、この基となる学習意欲の向上や学習習慣の確立に努めることが重要です。また、佐倉の地域教材の利用による地域学習の推進や地域人材の積極的な活用などを

とおし、地域との連携を深めながら、子どもたちと地域をつなぐ役割を担う必要があります。

さらに、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を培うため、道徳教育を充実し、子どもたちがお互いの個性を尊重し合ったり、将来の社会生活や進路について自ら考えたり、多様な分野に興味が抱けるような取り組みを行うことが必要です。

このような取り組みにより、豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育を目指します。

## 基本方針3 郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす

身近な地域や郷土について理解を深めることは、佐倉に対する誇りや愛着を一層高め、地域社会への参加を促します。そしてこのことが、地域貢献への関心を深め、新たな学ぶ意欲を育んでいきます。そのため佐倉市は、芸術・科学をはじめ、佐倉の歴史・自然・文化などに関する学習機会を提供するとともに、学習支援体制を強化していきます。さらに、既存の文化財施設や文化資産等の有効活用を図り、市民の関心や興味を深めます。

学習意欲を育むことは、優れた人材育成の基礎となり、様々な分野で活躍できる人材の輩出にもつながってきます。これからも郷土への愛着を育むとともに、「好学進取」の精神により、新たな文化の創造を目指します。

## 基本方針4 教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす

児童生徒や市民が、様々な学習活動を安心して行うためには、教育施設等の安全の確保が重要であり、速やかに整備していくことが必要です。さらに、教育施設の適切な維持管理を行うとともに、快適に学習ができるような教育環境の整備も順次進めて行かなければなりません。

また、市民の学習活動に対する興味や関心は時代とともに変化し、人それぞれで違

いがあり、多岐にわたっています。そのため、市民ニーズや時代の変化に応じた学習環境や学習機会の提供に努め、市民の学習活動を支援するとともに教育の質の向上を目指します。

上記4つを基本方針として掲げ、今後の取り組み方針といたします。

## 第5章 施策

佐倉市は、基本方針を推進していくために、8つの施策テーマを設定しました。そして、この施策テーマを達成するため、具体的な施策として「目指すべき施策」を定め、展開していきます。

## (1) 地域の教育力の向上をはかります

#### 【現状と課題】

これまでの教育ビジョンでは、「みんなの力を、地域の教育力へ」という施策テーマで、地域の教育力の向上を目指した施策を展開してきました。そのうち、「地域に開かれた学校づくり」では、授業の公開や教育ミニ集会、アイアイプロジェクト活動を実施し、年々充実しています。また、「公民館等の社会教育機能の充実」や「指導者や各種教育活動団体の育成、支援」については順調に進んでいますが、「家庭教育の充実」は、目的の達成度は十分でなく事業内容の見直しが必要となっています。

地域の教育力を高めるためには、市民一人ひとりが身近な地域社会に目を向け、誇りと愛着を持って地域の教育活動に参加し、貢献できる環境を作り上げていく必要があります。また、家庭はすべての教育の出発点であることから、市民が家庭教育の重要性を再認識することが大切です。そのため、学習機会や情報の提供など、行政による一層の支援が求められています。学校・家庭・地域が十分に連携し、より良い教育環境や社会環境を構築できるよう、新たな教育施策の展開が必要です。

#### 【今後の方向性】

より開かれた学校を目指して、引き続き授業の公開や教育ミニ集会を実施するとと もに、アイアイプロジェクト活動をはじめとする地域の方々による学校活動への参加 を支援します。

また、子どもたちの体験学習や世代間交流の充実に努めるとともに、家庭教育に対しても様々な支援を行っていきます。さらに公民館等の社会教育機能の充実や地域活動の担い手づくりの推進などを通じて、学校・家庭・地域が互いに連携して地域の教

育力の向上を図ります。

#### 【目指すべき施策】

#### ■ 地域に開かれた学校づくり

地域との連携を深め、児童生徒の安全確保に努めるとともに、地域づくりの拠点として学校の活用を図ります。また、地域の声や評価を反映できる学校運営を目指します。

#### ■ 地域とのつながりや連携の推進

学校や地域において様々な世代が参加・参画し、交流できる事業を展開し、地域の人々との連携や青少年の育成を推進します。

#### ■ 家庭教育の充実

子どもの心身の発達に応じた、物の感じ方や考え方、自立性などについて理解 を深めるため、家庭教育学級の充実に努めます。また、家庭教育の理解・促進を 図るため、講演会の実施や情報提供等を行います。

#### ■ 公民館等の社会教育機能の拡充

生涯学習の地域拠点である公民館や図書館などにおいて、多様な市民の学習ニーズを把握し、地域への還元につながる学習講座の開催、指導者の養成などに努めます。

#### ■ 地域活動の担い手の育成

地域活動に関する知識や情報の提供、地域における指導者の育成や地域の団体の交流をとおし、地域活動の担い手を育成します。

#### ■ 幼稚園児の就園の支援

幼稚園の教育環境の充実を図るとともに、園児の就園を支援します。

#### ■ 関係機関との連携強化

学校評議員、民生委員・児童委員、青少年育成市民会議、自治会などの組織と連携し、地域全体で子どもたちを支えていく体制づくりを目指すとともに、地域教育活動の充実を図ります。

## (2) "佐倉の教育"への市民参加の促進をはかります

#### 【現状と課題】

これまでの教育ビジョンでは、「あなたが主役、魅力ある佐倉づくり」と「みんなの力を、地域の教育力へ」という施策テーマで、佐倉の教育への市民参加を目指した各種施策を展開してきました。「教育に関する市民参加の促進」に関する事業として、教育懇話会や市民学習発表会などの事業を実施しましたが市民の参加は少なく、また「市民との協働事業の推進」は引き続き課題となっています。そのため、事業内容の見直しや新しい仕組み作りが必要です。

市民一人ひとりの力によって佐倉の教育が支えられ、魅力ある佐倉が築き上げられることから、教育への市民参加は今後も推進していく必要があります。

#### 【今後の方向性】

市民の自発的な学習や教育活動を支援するため、市民からの情報収集や佐倉市が有する様々な情報の提供に努め、市民が主体的に佐倉の教育に参加・参画できる機会の提供、さらには協働事業活動の推進に努めます。

また、市民一人ひとりが意欲的に佐倉の教育に参加することにより、佐倉への愛着が深まっていきますので、教育活動団体の育成・支援を図るとともに、市民やボランティア団体等が、学習や教育活動に積極的に参加できる環境づくりと支援体制を整備します。

#### 【目指すべき施策】

#### ■ 教育に関する市民参加の促進

教育に関する様々な情報提供を推進し、各種教育活動や学習講座などへの参加

の機会を拡大するとともに、市民の主体的な教育活動やボランティア活動などに つながる体制づくりを目指します。

#### ■ 市民による教育と文化の育成

「佐倉市教育の日」について周知に努め、市民とともに教育と文化を育みます。

#### ■ 市民との協働事業の推進

教育における市民参加・参画の機会や場の提供を促進し、市民との協働事業の 推進を図ります。

## (3)確かな学力の向上をはかります

#### 【現状と課題】

これまでの教育ビジョンでは、「子どもたちが生き生き育つ学校教育」という施策 テーマにおいて、子どもたちの「生きる力」の基礎を育むために、学習意欲を高め、 自ら課題を見つけ解決する力を育てるための施策を展開してきました。「確かな学力 の向上」では学習状況調査の実施、「学習意欲の向上」では大学との連携による学校 教育支援の研究などの事業を実施し、順調に進んでいます。

学習指導要領では、知識基盤社会において「生きる力」を育むことが重要であると 位置付けられ、「確かな学力」を身につけることが大きな柱となっています。そのた め、将来にわたって学習し続ける意欲や態度を身につけることが引き続き求められて います。

#### 【今後の方向性】

これからの学校教育においては、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立のための指導の充実をバランスよく図ることが求められています。そのため、佐倉市教育センターで行っている学習状況調査をもとに、各学校の職員研修や指導方法改善に生かし、「わかる授業」「楽しい授業」を目指し、「もっと学びたい」という意欲を高めるとともに、各

教科や総合的な学習の時間では、自ら課題を見つけ自ら解決する力を育てていきます。 また、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努めます。

#### 【目指すべき施策】

#### ■ 確かな学力の向上

児童生徒が基礎・基本を確実に習得できるよう、小中学校において児童生徒の 実態に即した教育課程を実施するとともに、教育課題等の調査・研究や指導方法 の改善への取り組みにより、確かな学力の向上を目指します。

また、地域を学ぶ学習や外国語活動・外国語教育、体験学習、情報教育等様々な学習を行うとともに、児童生徒に対し必要な支援を行います。

#### ■ 学習意欲の向上

「わかる授業」の実践を行うとともに、児童生徒が興味・関心を持てる教材の 開発や活用により学習意欲の向上を図ります。また、経済的な理由により就学が 困難な小中学生、高校生の教育に係る費用を援助します。

#### ■ 指導の質の向上

小規模校や大規模校においても、きめ細かな指導により、児童生徒に対する指導の質の向上に努めます。

#### ■ 教職員の質の向上

児童生徒の確かな学力を向上させるための研修、郷土佐倉や地域の個性などについて理解を深めるための研修の実施や、研究モデル校等の指定により、学習指導内容や方法の改善を図ります。

## (4)豊かな心と丈夫な体の育成をはかります

#### 【現状と課題】

これまでの教育ビジョンでは、「子どもたちが生き生き育つ学校教育」という施策

テーマでは子どもたちの「生きる力」の基礎を育むことを、「心の教育の充実」では 道徳副読本の作成や児童生徒の心を育てる取り組みを推進してきました。また、学校 教育相談事業では、適応指導教室の設置や学校教育相談員・心の教育相談員を配置し 充実を図るなど、おおむね順調に進んでいます。

学校教育では、引き続き「生きる力」を育む教育を目指し、「確かな学力」と「豊かな心」と「健やかな体」のバランスがとれた教育施策の充実が求められています。

また、いじめは重大な人権侵害に当たるという共通認識のもとに、学校・地域・家 庭が一体となって、その防止に取り組む必要があります。

#### 【今後の方向性】

現代社会は、生活環境や生活様式の変化、コミュニケーション不足などにより家族や地域間のつながりが希薄になっています。また、社会全体のモラルや規範意識の低下も見られます。こうした中で、人間としての在り方を自覚し人生をより良く生きるために道徳教育の充実を図ります。

音楽・図工(美術)等の教科や道徳・特別活動等の領域においては、情操や徳性を 養うことにより「豊かな心」を育んでいきます。

さらに、学習や生活、友人関係等の悩みやいじめなどの問題を解決するため、教職 員研修の充実、学校教育相談員やカウンセラーの配置など各種教育相談機能の充実に 引き続き努めます。

また、学校給食を生かした食育や健康指導とともに、児童生徒の体力の向上を目指すことにより、「健やかな体」を育んでいきます。

#### 【目指すべき施策】

#### ■ 心の教育の充実

様々な人たちの体験談、自ら行うボランティア活動や校外における体験活動などをとおし、自分を見つめ直し、実践につながる道徳教育を推進します。

#### ■ 一人ひとりのニーズに合った教育の推進

学校生活や学習活動を行う上で、児童生徒の必要に応じた支援の充実を図りま

す。

#### ■ 学校教育相談の充実

学校生活や学習活動を行う上で、児童生徒や保護者が抱えている様々な問題に 対応するため、各種教育相談体制の充実を図ります。

## ■ 読書や芸術・文化学習の支援

児童生徒の情操を高め、豊かな心を育むため、読書活動を推進するとともに、 芸術・文化学習の充実を図ります。

#### ■ 学校給食を活かした食育の推進

学校給食をとおし、家庭・地域と連携を図りながら食育を推進するとともに、 児童生徒の健康教育を推進します。

#### ■ 児童生徒の体力向上の推進

児童生徒の体力の現状を分析し、体力向上推進計画を作成し、体力の向上に努めます。

## (5)「佐倉学」の推進をはかります

#### 【現状と課題】

これまでの教育ビジョンでは、「子どもたちが生き生き育つ学校教育」という施策 テーマにおいて、学校における「佐倉学」を推進し、「佐倉の恵み再発見、学び舎佐 倉」というテーマでは、市民を対象とした講座の開催や佐倉に関する情報発信などを 行ってきました。

佐倉市には印旛沼などの恵まれた自然と原始・古代からの歴史、城下町として培われた文武両面にわたる文化、そして、好学進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者がいます。郷土佐倉に対して愛着を持つには、佐倉のことを知ることが大切ですので、今後も引き続き佐倉学を積極的に推進します。

#### 【今後の方向性】

佐倉は、幕末から明治期にかけて、近代日本の発展に尽くした多くの人材を輩出しました。これは江戸時代末期に、漢学や武芸の他、当時の新しい学問である洋学を佐倉藩が奨励したという、「好学進取」の精神によるところが大きいと考えられます。この他にも、佐倉には、歴史・自然・文化といった数多くの教育資源があります。

市民が郷土佐倉についてより関心を高められるよう、佐倉の歴史・自然・文化などの要素を加味した生涯学習活動としての佐倉固有の「佐倉学」を築き上げるとともに、「佐倉学」を学ぶ機会として学校の授業や公民館の学習講座などで幅広く取り上げ、佐倉に対する誇りや愛着心を育み、地域づくりへの主体的な参加や学ぶ意欲の向上を目指します。

#### 【目指すべき施策】

#### ■ "佐倉ならでは"の情報発信の強化

歴史・自然・文化・スポーツなど"佐倉ならでは"の情報提供を推進し、郷土佐倉への理解を深めるとともに、誇りや愛着を育みます。

#### ■「佐倉学」の推進

様々な学ぶ機会をとおして「佐倉学」の普及に努めるとともに、市民による研究や普及等の活動を支援します。

#### ■ 地域教材を活用した学習の推進

児童生徒が佐倉の自然や歴史を学ぶことにより郷土に対する愛着を育むととも に、地域にまつわる資料を収集し学習資料として活用します。

## (6) 新たな佐倉の魅力の発見と、芸術文化の普及をはかります

#### 【現状と課題】

これまでの教育ビジョンでは、「佐倉の恵み再発見、学び舎佐倉」という施策テーマにおいて、井野長割遺跡の保全・整備や市民文化資産の保存及び活用などを行って

きました。また、毎年テーマを決めて「佐倉・城下町400年記念事業」や「日本オランダ年記念事業」などを実施することにより、様々な方向から佐倉に関する情報を提供してきました。

佐倉には、国指定文化財の本佐倉城跡や井野長割遺跡、旧堀田家住宅をはじめとして、県指定文化財の旧佐倉順天堂や旧河原家住宅などの史跡があり、保全や活用を図ってきました。これらの文化財や文化資産などについて、市民の貴重な財産としてその価値を市民へ周知するとともに、活用方法を検討することにより、新たな魅力の発見につなげていくことが必要です。

#### 【今後の方向性】

市民や子どもたちが、歴史・自然・文化などの佐倉の持つ魅力に触れることにより郷土愛を育むとともに、新たな佐倉の魅力を発見できるよう、情報提供や各種講座及び展覧会を開催します。

また、市内の教育文化施設との連携や多角的な活用によって、市民の芸術・文化・ 科学分野などへの関心を高めるとともに、異文化理解などをとおして国際的な感覚を 磨き、多才な人材の育成を図ります。

#### 【目指すべき施策】

#### ■ 新たな学ぶ意欲の喚起

地域の持つ魅力や素晴らしさを理解することによって、郷土愛を育むとともに 地域への貢献をとおし、新たな学ぶ意欲を喚起します。また、国際交流や異文化 理解により、国際的な視野をもった人材の育成を支援します。

#### ■ 歴史文化資産の保全活用

指定・登録文化財制度や市民文化資産選定制度の周知を図り、市民の文化財に 関する関心を高め、保全活用につなげます。

#### ■ 歴史的建造物の保全・整備

旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館などの文化財施設の活用や管理運営を

行うとともに、文化財保護のための支援を行います。

#### ■ 芸術・文化活動の充実

芸術文化に関する情報や学習機会の提供を図るとともに、芸術文化活動団体を 支援します。また、国内外の演奏家による演奏会を開催するとともに、優れた絵 画や工芸等を紹介する展覧会を開催します。

## (7)安心して学べる教育環境の整備をはかります

#### 【現状と課題】

近年大規模な地震災害が複数発生しています。佐倉市では平成20年3月に「佐倉市耐震改修促進計画」を策定し、学校などの市有特定建築物については平成27年度までにすべての施設の耐震改修を行うこととしています。

佐倉市としては、児童生徒の安全を確保するとともに学校施設が災害時の避難所に 指定されていることから、優先的に耐震改修を実施していきます。また、建築してか ら年数が経過している学校施設が多いことから学校の維持補修や、運動場の整備、施 設設備のバリアフリー化なども課題となっています。

この他、学校施設への不審者の侵入に対する対応や、通学路における児童生徒の安 全確保などについても対策が求められています。

#### 【今後の方向性】

市民や子どもたちが生涯を通じて、安心して学ぶことができる環境づくりは不可欠です。

学校施設の耐震改修については、改修計画を作成し早期完了を図ります。また、学校施設の維持・補修については随時実施するとともに、大規模な改修や体育館・グラウンドの改修などについても、計画的な整備を進めます。その他、児童生徒が安全かつ安心して学習ができるように教育環境の充実に努めます。

#### 【目指すべき施策】

#### ■ 学校の施設整備の推進

小中学校の耐震補強工事や増改築、運動場整備を行い、児童生徒の安全を確保します。

#### ■ 学校の教育環境の整備

小中学校の教育環境を整備するとともに、児童生徒の毎日の学習が支障なく行 えるように、小中学校の維持管理等を行います。

#### ■通学路の安全の確保

児童生徒が安心して通学ができるように、安全の確保に努めます。

## (8)様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります

#### 【現状と課題】

歴史や自然、芸術文化、スポーツなど、市民が行う学習活動の範囲は多岐にわたっています。そのため、学習環境の整備や学級・講座の開催など、様々な機会や場所を 提供することが求められています。

また、学校施設と同様に、市民が学習活動を行う社会教育施設の耐震改修も必要ですが、施設整備に関する地域からの要望も聞きながら、整備計画の中に位置付けていく必要があります。

#### 【今後の方向性】

様々な教育活動を行っている各種団体等への支援や、公民館等の社会教育機能の充 実を図るとともに、地域の団体、高校や大学などと連携し、市民が学ぶための様々な 機会の提供に努めます。

また、社会教育施設のうち耐震改修や改築が必要な施設について、計画的な整備を進めるとともに、学習環境の整備に努めます。

## 【目指すべき施策】

## ■ 生涯学習の推進

生涯学習や教育に関する総合的な施策の実施や人権教育の推進を図ります。また、学校施設の開放などをとおして、スポーツに親しむ機会を提供します。

## ■社会教育施設の整備の推進

社会教育施設の整備を総合的・計画的に推進します。

## 口資料編

## 1 教育ビジョンの評価

新たな教育ビジョンの策定にあたって、これまでの「佐倉教育ビジョン」及び「佐 倉教育ビジョン推進計画」の進捗状況等について、教育委員会の各担当課が評価を行 いました。その中から一部内容を抜粋して掲載します。

\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*

#### 「佐倉教育ビジョン」及び「佐倉教育ビジョン推進計画」

#### の評価について

「佐倉教育ビジョン」は、平成15年4月に策定し、平成22年度が計画期間の最終年度となっています。また、「佐倉教育ビジョン推進計画(平成19年度~22年度)」は、前期の推進計画(平成15年度~18年度)の進捗状況を基に見直しを行った計画で、こちらについても平成22年度が計画期間の最終年度となっています。

これらの計画について、推進状況や達成状況を確認するとともに、様々な課題を把握することにより、現在策定作業を進めている、新しい「佐倉教育ビジョン」の参考とするため、以下の方法により評価を行いました。

## 【評価の概要】

「佐倉教育ビジョン」は、「基本理念」及び「めざすべき佐倉市民像」を掲げ、それを実現するための4つの「基本方針」と、「基本方針を推進するための9つの視点」により、5つの「施策」を設定しています。そして、その施策の実現方策として、複数の「目指すべき施策」を示しています。

これらの項目を直接的に評価することは難しいので、『佐倉教育ビジョン推進計画 (平成19年度~22年度)』に位置付けて実施してきた「各事業」の実施状況や目的 の達成状況・達成度などを評価することにより、「目指すべき施策」→「施策」→「基本方針」の評価へつなげていくこととします。

評価値は、事業の実施状況や目的の達成度などを勘案して、10段階評価(A+=95%以上、A=95%未満~85%以上、A-=85%未満~80%以上、B+=80%未満~75%以上、B=75%未満~65%以上、B-=65%未満~60%以上、C+=60%未満~50%以上、C=50%未満~40%以上、D=40%未満~20%以上、E=20%未満)により、施策の評価としました。

## 【評価の結果】(各施策の評価について)

## 施策① あなたが主役、魅力ある佐倉づくり B-

この施策は、市民の自発的な学習や教育活動を支援するために、佐倉市からの情報提供や市民からの情報収集とその提供に努めるとともに、市民が主体的に参加・参画できる機会の提供や協働事業活動の推進に努めることを目的としたものです。

#### 〔教育に関する市民参加の促進 B+〕

各事業の実施状況は計画通り実施されていますが、目的の達成度に対する評価が低くなっています。これは、事業として取り組んではいるものの、市民の参加が思うように進んでいないということです。今後は、市民参加を促進するための事業について、内容や方法などを研究する必要があります。

#### 〔教育における情報ネットワークの高度化 C+〕

「スポーツ情報の公開の推進」については、ホームページによる情報の提供は行っていますが、スポーツ施設の予約システムについては検討段階に留まっています。

なお、前期推進計画において設定されていた「公民館施設予約システムの導入」「新 しい図書館システムの導入」については、対応済みです。

#### 〔市民との協働事業の推進 B-〕

「『佐倉市教育の日』関連行事の開催」については、各所属と協力しながら実施していますが、「佐倉市教育の日」についての認知度が低いので、もっとアピールするような取り組みを行わなければなりません。また、市民との協働事業については、「佐倉市成人式」や「佐倉市民文化祭」等は行っていますが、「佐倉市教育の日」を中心とした市民との協働による教育関連行事の開催など、新たな事業にはつながっていません。

#### ≪施策①の評価≫

これらの目指すべき施策の評価から、市民の自発的な学習や教育活動を支援するための情報提供や、市民が様々な事業や行事に参加・参画できる機会の提供等については順調に進んでいますが、そこから、市民が積極的に事業へ参加することや、「佐倉市教育の日」を中心とした市民との協働による教育関連行事の開催などの、新たな市民との協働事業などへはつながってないという状況です。このため、これまで実施してきた事業内容の検討や新しい仕組み作りなどが、これからの課題です。

## 施策② みんなの力を、地域の教育力へ B+

この施策は、市民が参加できる教育プログラムの情報提供に努めるとともに、各種教育活動や地域の人材などの情報を収集し、誰もが活用できる効果的な情報提供を進めることや、教育活動を行っている各種団体等の支援・育成を行うこと、学校を地域のコミュニティ活動の拠点とすることなどを目的としたものです。

#### 〔教育に関する市民参加の促進 C+〕

「各公民館における『佐倉の教育』をテーマとした講座の開設」について、事業は 行われてはいるものの、講座の内容について共通理解が図られていないことから、十 分に目的が達成されているとは言い難い状況です。

#### 〔地域に開かれた学校づくり C+〕

「放課後子どもプランの実施に向けた取り組み」については、山王小学校で「放課後子ども教室」事業を実施しましたが、学童保育の導入により市民ニーズが充足されたため、平成21年度をもって事業の完了としました。また、「アイアイプロジェクト活動の推進」については、小学校を中心に順調に事業が進捗しています。「学校施設を利用した地域交流事業の実施」については、現状の学校開放の中では、地域交流・世代間交流を図るまでには至っておらず、今後の課題と考えています。

#### 〔公民館等の社会教育機能の拡充 A+〕

「各公民館における『佐倉っ子塾』の開設」については、各公民館で実施しており、 目的についても十分達成しており、今後も継続していく予定です。

#### 〔指導者や各種教育活動団体の育成、支援 A〕

「公民館・図書館による地域教育活動団体の育成、支援」については、事業は順調 に進捗しており、今後も継続していく予定です。

#### 〔家庭教育の充実 B+〕

家庭教育支援事業は、順調に事業を実施していますが、目的の達成度は十分ではありません。今後も継続していく予定ですが、事業内容について検討する必要があると考えています。

#### 〔関係機関、関係部局との連携強化 A〕

「『青少年育成計画』に基づく青少年健全育成への取り組み」は、順調に事業を実施 していますが、今後時代の変化に対応したより効果的な取り組みが必要です。

#### ≪施策②の評価≫

地域の人材の情報収集や、効果的な情報提供などについては、個人情報の保護にともない、慎重な対応が求められており、思うように進んでいない状況です。また、指導者や各種教育団体への支援は実施してきましたが、社会教育の観点から実施してきた「地域に開かれた学校づくり」において、学校を地域のコミュニティ活動の拠点とすることは不十分であり、これからの課題の1つです。一方、学校・家庭・地域の連携については、アイアイプロジェクト活動の実施などにより盛んになってきています。これらの課題の解決に向けて、今後も継続して実施していくことが必要です。

## 施策③ 子どもたちが生き生き育つ学校教育 A

この施策は、子どもたちの「生きる力」の基礎を育むために、学習意欲を養ったり、 自ら課題を見つけ解決する力を育てるとともに、「心の教育」を充実させていくことや、 教職員研修の充実、教育相談機能の充実に努め、安心して学べる環境を整えるもので す。

また、開かれた学校づくりにおいては、特色ある学校づくりや地域の中の学校づくりを推進するとともに、学校行事と地域活動との融合や学校評議員制度や教育ミニ集会等を通じて学校と地域の相互理解を深めることなどを目的としています。

#### 〔確かな学力の向上 A〕

児童生徒の学習環境の整備や学習状況の調査や、児童生徒の学力の定着を図ること、 そして体力向上推進への取り組みなど、いずれも順調に進捗しています。「特別支援教育支援員の配置」などは、市の財政状況により現状維持となっていますが、引き続き推進することが必要です。

#### 〔心の教育の充実 A〕

「道徳副読本の作成」については、平成22年度中の完成を目指して計画通り事務

を進めています。また、「児童生徒の心を育てる取り組みの推進」については、今後も 継続して進めていきます。

#### 〔学習意欲の向上 A〕

「学校における『佐倉学』の推進」及び「大学との連携による学校教育支援の研究」については順調に進捗しており、今後も継続していきます。

#### 〔地域に開かれた学校づくり A+〕

「親子のスクールメールの導入」や「小規模特認校制度の実施」等の事業については、いずれも順調に進捗しており、今後も継続していきますが、市民ニーズをとらえながら随時見直しを行っていきます。

#### 〔教職員の資質・力量の向上 A〕

「管理訪問指導の実施」は、順調に進捗しており今後も継続していきますが、「学校体験研修の実施」については、目的の達成状況・事業効果に疑問があるので、検討が必要です。

#### ≪施策③の評価≫

児童・生徒の教育に関する施策については、「確かな学力の向上」「心の教育の充実」「学習意欲の向上」など、いずれの施策も順調に進んでいます。また、学校教育の観点から実施してきた「地域に開かれた学校づくり」については、学校職員と地域の方々との連携が深まりつつあります。これらの施策は順調に取り組みが進んでおり、今後も引き続き取り組んでいきます。

#### 施策④ 佐倉の恵み再発見、学び舎佐倉 A-

この施策は、市民が郷土佐倉についてより関心を高められるよう"佐倉ならでは"の情報提供を推進するとともに、生涯学習活動としての「佐倉学」を築き、学校の授業や公民館の学習講座などで幅広く取り上げることにより、佐倉に対する誇りや愛着心が一層育まれ、地域づくりへの主体的な参加や学ぶ意欲の向上を目指すことなどを目的としています。

#### 〔"佐倉ならでは"の情報発信の強化 C+〕

「佐倉学」に関する情報発信については行ってはいるもののまだ十分ではなく、「こうほう佐倉」やその他のメディアの活用や、映像資料や資料集などの作成についても引き続き検討することが必要です。

#### 〔新しい"佐倉ならでは"の創出と活用 A〕

「井野長割遺跡の保全・整備と活用」については、用地取得を完了し、今後の整備について検討を行っている状況です。また、「公民館における『佐倉学』の推進」や、「市民文化資産の保全及び活用」については、順調に進捗しています。

#### 〔新たな学ぶ意欲の喚起 A+〕

児童生徒の科学作品展や教育講演会(「楽しい科学教室」)は、毎年実施しています。また、平成20年度は「佐倉市開国150周年記念事業」、平成21年度は「日本オランダ年記念事業」などと毎年テーマを決めて、そのテーマに関連する展示会や講演会を行うことにより、様々な方向から市民に佐倉のことを知ってもらうことができました。

#### 〔多才な人材の育成 A〕

「市民の芸術・文化活動への参加の推進と支援」については、「芸術文化振興活動助成事業」において、市民参加型の自主的な芸術文化振興活動を推進するための支援を行ってきましたが、事業目的を達成したため平成20年度をもって事業完了としました。

#### ≪施策④の評価≫

「佐倉」について、市民に関心を持ってもらうための取り組みとして、「佐倉学」を中心とした各種事業を実施してきました。情報発信の方法について課題はありますが、おおむね順調に進んでいます。市民に佐倉の歴史・自然・文化などの特長をたくさん知ってもらうことは今後も重要な課題なので、継続して取り組んでいきます。

#### 施策⑤ ともにひろげよう、ふれあい・健康づくりの輪 B+

この施策は、市民の体力と健康づくりにとって、スポーツが効果的であることから、 身近にスポーツに親しめる体制づくりや、場の提供、指導者等の育成に努めるととも に、食の観点からの健康教育の推進など、様々な観点から、市民の健康づくりを行う ことを目的としています。

#### 〔スポーツの日常化の推進 B+〕

「地域人材の活用による地域スポーツの普及」については順調に進捗していますが、 「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」や「スポーツ情報の公開の推進」などは、 事業の実施や研究に努めてはいるものの事業の進捗は十分ではないので、引き続き継 続することとします。

#### 〔多様化・高度化するスポーツニーズへの対応 A〕

「スポーツリーダーバンクの活用」や「魅力あふれるスポーツ教室等の開催」については、いずれも順調に事業が進捗しています。さらに、事業を継続して、市民の参加や活用の促進を図って行きます。

#### 〔食育を中心とした健康教育の推進 A〕

学校給食への地場産物の導入や、11月16日の「佐倉市教育の日」にちなんだ「佐 倉うまいもの自慢献立」を佐倉市全校で実施するなど、順調に事業が進捗しています。

## 〔地域との連携によるふれあい・健康づくり C+〕

「地域におけるラジオ体操の奨励」については、実施状況と達成状況については十分ではありません。今後も継続して実施していく予定ですが、内容等についての検討が必要です。

#### ≪施策⑤の評価≫

スポーツの振興や食育の推進に関する事業の実施については、おおむね順調に進んでいます。

心身の健康は私たちの日常生活の基本であり、あらゆる行動の源であることから、引き続き取り組んでいきます。

## 2 市民の教育に関する意識調査

新たな教育ビジョンの策定にあたって、市民の教育に関する意見や考え方を把握するため、教育委員会では「市民の教育に関する意識調査」を実施しました。その中から一部内容を抜粋して、計画の策定に関係のある個所を掲載いたします。

\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*

## 「市民の教育に関する意識調査」のまとめ

## Ⅰ 調査の概要

#### 1. 調査の目的

次期佐倉市教育ビジョンの策定にあたり、佐倉の教育に対する市民の考えを把握 し、市民とともに佐倉のあるべき教育の姿を明らかにするとともに、本調査結果を、 関係各課がビジョン策定のための基礎資料とすることを目的としています。

#### 2. 調査の内容

细水中で	38 * 75 D	回答の区分		
調査事項 調査事項  また  また  また  また  また  また  また  また  また  ま		単数	複数	自由記述
属性	①年齢	0		
	②居住地区			
	③居住年数	<b>(a)</b>		
(1)佐倉の教育	① (問1) 佐倉の教育施策において大切なこと		0	
の方向性	② (問2) 望ましい市民像		0	
	③ (問3) 重点的に取り組むべき教育施策		0	
	④ (問4)「佐倉市教育の日」の認知度			
	⑤ (問5)「佐倉市教育の日」関連行事への参加、興味、期待			
	⑥ (問6)「佐倉市教育の日」関連行事に対する意見			©
(2)「佐倉学」の	① (問7)「佐倉学」の推進について	0		
推進	② 反対する理由	<b>(a)</b>		
	③ (問8) 自分自身が「佐倉学」を学んでみたいか	0		
	④ 学んでみたいとは思わない理由	0		
	⑤(問9)「佐倉学」に期待すること			©

(3)地域に開か	① (問10)	学校ホームページの閲覧について	0		
れた学校づ	② (問11)	学校ホームページで閲覧したい内容		0	
< 9	③ (問12)	「教育ミニ集会」の認知度	0		
	④ (問13)	「教育ミニ集会」で取り上げるべきテーマ		0	
	⑤ (問14)	「教育ミニ集会」の運営等に関する意見			©
(4)子どもたち	① (問15)	「アイアイプロジェクト活動」の認知度	0		
の安心・安全	② (問16)	「アイアイプロジェクト活動」への協力について	0		
の確保	3	協力できない理由		0	
	④ (問17)	「アイアイプロジェクト活動」に対する意見			©
(5)佐倉の学	① (問18)	教育活動へのボランティア協力について	0		
校教育	2	反対する理由		0	
	③ (問19)	ボランティアとして学校の教育活動に協力できるか	0		
	4	協力できない理由		0	
	⑤ (問20)	地域住民も対象とした授業公開について	0		
	6	反対する理由		0	
	⑦ (問21)	地域住民として授業参観をすることについて	0		
	8	参観できない理由		0	
	⑨ (問 22)	「朝の読書」活動について	0		
	10	反対する理由		0	
	⑪ (問23)	佐倉市の教育相談体制について	0		
	② (問24)	佐倉市の教育相談業務に対する期待について			©
(6)佐倉の社	① (問25)	学校施設の開放することについて	0		
会教育	2	反対する理由		0	
	③ (問26)	学校施設で利用したい施設について		0	
(7)佐倉の芸	① (問27)	佐倉市に望む芸術文化施策について		0	
術・文化	② (問28)	「市民音楽ホール/市立美術館」の利用状況について	0		
	③ (問29)	「市民音楽ホール/市立美術館」の利用促進について		0	
	④ (問30)	佐倉市の文化財の整備と活用について			©
	⑤ (問31)	佐倉市の文化財施設の開館日、開館時間について	0		
	⑥ (問 32)	佐倉市内に所在する文化財の活用について		0	
(8)佐倉の教	① (問33)	佐倉の教育全般についての意見			0
育全般					

#### 3. 調査の方法等

#### 【一般市民】

調査時期:平成21年5月25日(月)~6月21日(日)

調査区域: 佐倉市全域

調査対象: 佐倉市内に居住する満20歳以上の男女4、000人

抽出方法:無作為抽出(地区人口比別・年齢別)

調查方法:郵送配布·郵送回収法(自記式、無記名)

#### 【保護者】

調査時期:平成21年5月25日(月)~6月5日(金)

調査対象:小学校5年生及び中学校2年生の保護者 846人

抽出方法:地区別に学校を抽出

調査方法:学校配布・学校回収法(自記式、無記名)

#### 【児童生徒】

調査時期:平成21年5月25日(月)~5月29日(金)調査対象:小学校5年生児童及び中学校2年生生徒 833人

抽出方法:地区別に学校を抽出

調查方法:学校配布·学校回収法(自記式、無記名)

### 4. 調査件数等

	調査対象(発送件数)	回収件数	回収率	
一般市民	4,000件	2,056件	51.4%	
保護者(小)	424件	360件	84.9%	
保護者 (中)	432件	347件	80.3%	
児童(5年)	422件	412件	97.6%	
生徒(2年)	411件	396件	96.4%	

#### 5. 集計の方針

#### ①割合の算出、表示方法

調査結果中の「割合」は、総回答者数に対する各項目の回答者数であり、百分率(パーセント)で表示しました。

この数値は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならないことがあります。

また、一人の回答者が二つ以上の回答をする場合(複数回答)では、回答率の合計が100%を上回ることもあります。

#### ②データの整理基準

回答欄に記入がないもの、または記入されていても判別できないものは「無回答」としました。

また、単数回答の質問に対して複数回答を行ったため、回答として判断できないものは無効とし、集計上は無回答に含めました。

### Ⅱ. 市民の教育に関する調査結果

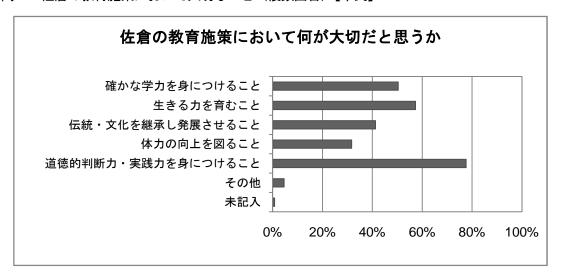
#### 1. 調査対象の特性

(省略)

#### 2. 調査結果

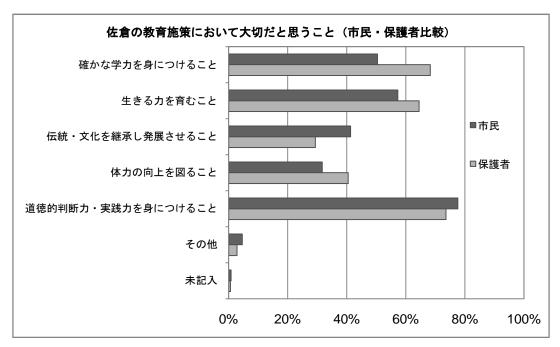
#### (1) 佐倉の教育の方向性

#### 問1 佐倉の教育施策において大切なこと(複数回答)【市民】



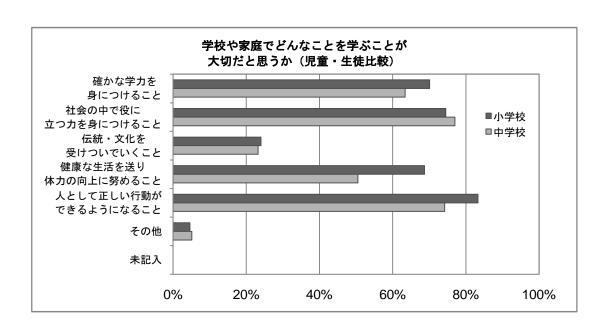
問 1	割合 (%)
確かな学力を身につけること	50. 4
生きる力を育むこと	57. 3
伝統・文化を継承し発展させること	41.3
体力の向上を図ること	31.7
道徳的判断力・実践力を身につけること	77. 6
その他	4. 6
未記入	0.8
計	

「道徳的判断力・実践力を身につけること」と回答した市民の割合が最も高く、77.6%でした。 次いで「生きる力を育むこと」と回答した割合が57.3%、「確かな学力を身につけること」と回答 した割合が50.4%でした。



「道徳的判断力・実践力を身につけること」に関しては、市民、保護者ともに70%を超えており、最も関心が高くなっています。市民と保護者を比較すると、「確かな学力を身につけること」に関しては、保護者の方が17.9 ポイント、「伝統・文化を継承し発展させること」に関しては、市民の方が11.9 ポイント高くなっています。

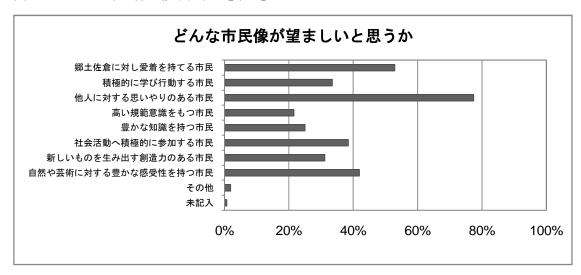
このことから、保護者は主に学校教育に関する施策、市民は社会教育に関する施策を重視していると考えられます。



「伝統・文化を受け継いでいくこと」に関して、児童は24.0%、生徒は23.2%が大切であると回答しています。市民や保護者と比較して意識は低くなっています。児童・生徒の意識を高めていくことが大切です。

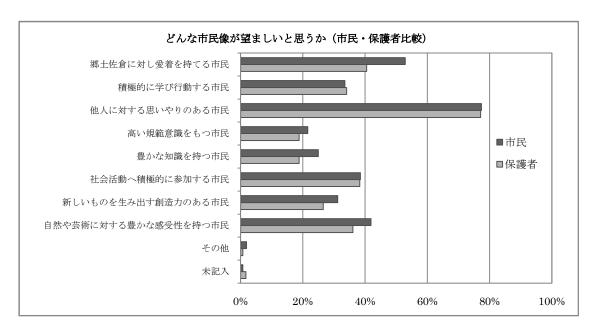
一方、「確かな学力を身につけること」に関して、児童は 70.1%、生徒は 63.4%が大切である と回答しています。

#### 問2 望ましい市民像(複数回答)【市民】

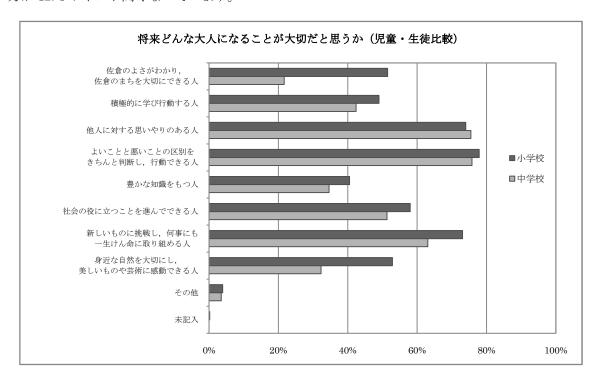


問 2	割合 (%)
郷土佐倉に対し愛着を持てる市民	52. 9
積極的に学び行動する市民	33. 5
他人に対する思いやりのある市民	77. 4
高い規範意識をもつ市民	21. 6
豊かな知識を持つ市民	25. 0
社会活動へ積極的に参加する市民	38. 5
新しいものを生み出す創造力のある市民	31. 2
自然や芸術に対する豊かな感受性を持つ市民	41. 9
その他	1. 9
未記入	0. 7
計	

「他人に対する思いやりのある市民」と回答した市民の割合が最も高く、77.4%でした。次いで「郷土佐倉に対し愛着を持てる市民」と回答した割合が52.9%、「自然や芸術に対する豊かな感受性を持つ市民」と回答した割合が41.9%でした。



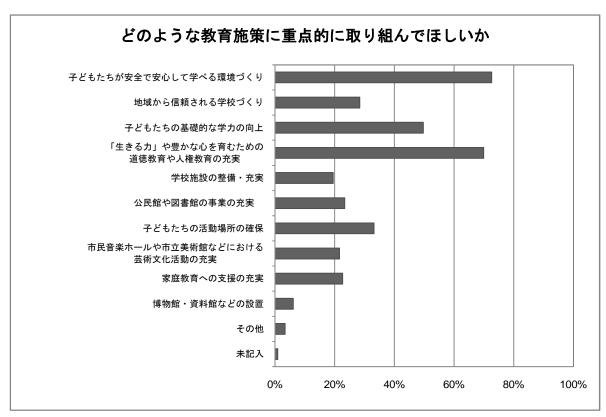
市民と保護者を比較すると、「郷土佐倉に対し愛着を持てる市民」と回答した割合は、市民の方が12.4 ポイント高くなっています。



児童生徒ともに、「よいことと悪いことの区別をきちんと判断し、行動できる人になることが大切である」と回答した割合が最も高く、「他人に対する思いやりのある人になることが大切である」と回答した割合が次に高くなっています。

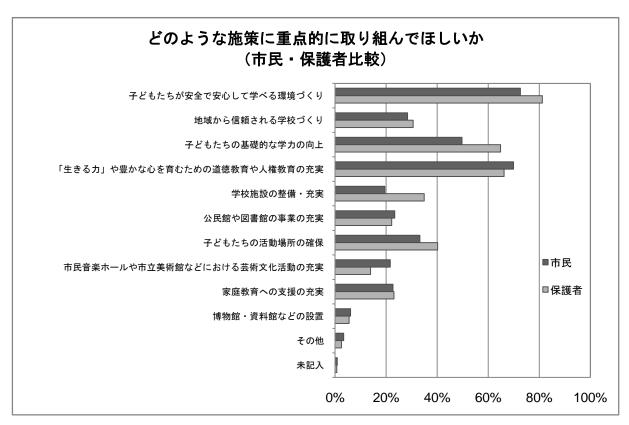
児童生徒を比較すると、児童の方が「佐倉のよさがわかり、佐倉のまちを大切にできる人」と回答した割合が、29.8 ポイント高くなっています。小学校における「佐倉学」の取組の成果が表れてきているものと考えられます。

問3 重点的に取り組むべき教育施策(複数回答)【市民】



問3	割合 (%)
子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	72. 6
地域から信頼される学校づくり	28. 4
子どもたちの基礎的な学力の向上	49. 7
「生きる力」や豊かな心を育むための道徳教育や人権教育の充実	69. 9
学校施設の整備・充実	19. 5
公民館や図書館の事業の充実	23. 4
子どもたちの活動場所の確保	33. 2
市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	21.6
家庭教育への支援の充実	22. 7
博物館・資料館などの設置	6. 1
その他	3. 4
未記入	0. 9
計	

「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」と回答した市民の割合が最も高く、72.6%でした。次いで、「『生きる力』や豊かな心を育むための道徳教育や人権教育」と回答した割合が69.9%、「子どもたちの基礎的な学力の向上」と回答した割合が49.7%でした。



市民と保護者を比較すると、「学校施設の整備・充実」については15.4ポイント、「子どもたちの基礎的な学力の向上」については15.1ポイント、「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」については8.6ポイント、保護者が回答した割合が高くなっています。これは、現在学校教育にかかわっているという視点からのものであると考えられます。

一方、「市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実」については7.7 ポイント、「『生きる力』や豊かな心を育むための道徳教育や人権教育の充実」については3.7 ポイント、市民が回答した割合が高い結果となっています。

# 3 用語解説

用語	説明
≪あ≫	
アイアイプロジェ クト	学校、保護者及び地域の方々が連携して、子どもたちの安全な登下校のためのパトロールや街頭指導等を行うこと。地域の方々の「愛」と「目(eye)」で子どもたちの安全を見守る活動。
« <b>(1</b> »	
生きる力	学習指導要領に示された教育のねらいの一つで、基礎基本を確実に身に付け、 自ら考え自ら問題を解決していく力や豊かな人間性、それらを支える体力などを 併せ持った人間としての総合的な力をいう。
井野長割遺跡	平成17年3月2日国指定史跡となった、現在の井野小学校の周辺に広がる縄文時代後・晩期の集落跡。昭和40年代に小学校の建設及び増築に先だって発掘調査が実施され、その後も数度の調査が行われている。
異文化理解	他国の異なった文化や生活習慣やそこに育った人々を理解すること。
≪お≫	
親子のスクール メール	携帯メール配信により、登録されている保護者の方に、不審者情報や荒天時の 登下校情報、学校行事等連絡などの情報を各学校からメールにより提供する。
≪י <b>ל</b> ≫	
外国語活動・外国 語教育	外国語を通じて、児童が積極的にコミュニケーションをはかろうとする態度を育成し、外国語や外国の文化に対する理解を深めるために、小学校5・6学年に新設した教育課程。
学習意欲の向上	「佐倉教育ビジョン(H15年度策定)」の第3章「子どもたちが生き生き育つ学校教育」に位置付けられた目指すべき施策の一つ。「わかる授業」の実践や児童生徒が興味・関心を持てる教材の開発・活用により、児童生徒の学習意欲の向上をはかることとした。
学習指導要領	全国どこの学校で教育を受けても、一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容の基準になるもの。
学習状況調査	市内小中学校の学習状況を分析し、その結果を基に、児童生徒の学力向上のための政策形成や、各学校の指導法の改善を図る。国語、算数・数学、英語(中学校のみ)、児童生徒及び教諭等の意識調査を実施。
学校教育改善プラ ン	学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校における教育課題への対応など本市がめ ざす学校教育の方針を打ち出した計画。
学校教育相談事業	電話や面接により、家庭でのしつけや非行問題、不登校、進路、いじめ、さらに は家庭教育や学校教育のことなど、幅広く相談を受け付けている。
学校評議員	教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、学校の設置者が委嘱する。校長の学校運営に対して、校長の求めに応じて意見を述べることができる。校長は、学校評議員の意見を参考としつつ、自らの権限と責任において判断し、決定する。
家庭教育	親や、それに準ずる人が子どもの健全育成を目指して日々行う教育的な働きかけ。
家庭教育学級	親や、それに準ずる人が家庭教育に関する学習を一定期間にわたって、計画的、継続的、かつ、集団的に行う事業。市内では36学級実施。
家庭の教育力	家庭教育において基本的な生活習慣や倫理観、社会的マナー、自制心、自立 心など、子どもたちの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する力。
漢学	日本で、中国の儒学または中国の学問の総称。

用 語	説明	
管理訪問指導	学務課が学校を計画的に訪問し、主に児童生徒や教職員に関する公簿等及び 教育環境等の指導を行う。	
<b>≪き</b> ≫		
旧河原家住宅	建築年代は不明であるが、建築様式などから18世紀後半と推定され、佐倉に残されている武家屋敷の中では最も古いものと考えられている。平成元年に解体した上で移築復原整備が行われ、この時に失われていた接客部分が、弘化2年(1845)の「河原喜右衛門江屋敷相渡帳」などの調査結果に基づいて復元された。[昭和60年3月8日県指定有形文化財]	
旧佐倉順天堂	天保14年(1843)に佐倉藩主堀田正睦(当時は正篤)により佐倉に招かれた蘭 方医佐藤泰然が開いた蘭方医学の病院と塾である。当初は、現在地の向かい 側にあったが、安政5年(1858)に現在地に新築された。明治初年頃と大正10年 に増築、修理がおこなわれている。[昭和50年3月28日県指定史跡]	
旧堀田邸(旧堀田 家住宅)	最後の佐倉藩主堀田正倫の別邸として、明治23年7月に竣工した。現存している建物には、主屋・土蔵・門番小屋・茅門がある。主屋には消失している部分もあるが、その間取りに近世武家住宅の形式を引き継ぎつつ、近代の新しい生活に併せた部分もみることができ、明治期における上級和風住宅の特色を良く残してる。このような明治期における和風建築と庭園が共に残された華族(旧大名家)邸宅の遺例は、全国的にも珍しいものである。[平成18年4月21日国指定重要文化財答申(旧堀田家住宅)][平成13年3月30日県指定名勝(庭園)]	
教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。	
教育懇話会	これからの佐倉の教育について、市民とともに考え進めていくために実施する 意見交換を行う事業。子どもたちの置かれている状況や教育に関する課題など を把握し、今後の教育施策に反映させることを目的としている。	
教育振興基本計画	教育基本法に基づき、政府が平成20年に策定した計画で、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するもの。また、地方公共団体も、国の計画を参考にして、独自の「教育に係る基本的な計画」を定めるよう努める必要がある。	
教育ミニ集会	学校と地域の方々が教育活動に関する意見交換を行い、今後の学校経営に生 かす取り組み。	
<b>«&lt;</b> »		
国指定文化財	文部科学大臣が文化審議会に諮問して文化財の指定を行う。指定された文化 財は、その種類ごとに重要なものを選んで、たとえば有形文化財は国宝・重要 文化財に、無形文化財は重要無形文化財などに指定する。	
<b>«I</b> †»		
芸術文化振興活動 助成事業	市民参加型の自主的な芸術文化振興活動に対する支援を行い、市の文化振興の発展を促す事業。 芸術文化振興活動助成金の交付や備品等の貸し出し等を行ったが、平成20年度で事業の終了とした。	
研究モデル校	佐倉市の教育施策の具現化に向け、モデル校として課題解決について実践研究を進める学校。	
健康教育	健康に関する知識の習得を通して、望ましい態度・生活習慣の形成とその実践を導く教育。	
<b>«5»</b>		
好学進取	学問を好み、自ら進んで学ぼうとする意欲や姿勢。	
公民館等の社会教 育機能	市民の福祉や教育の向上を図るための各種事業。	

用 語	説明
国際交流	世界の国と地域の人々と交流を図り、親交を深めること。佐倉市では、佐倉日 蘭協会が中心となり、長年にわたりオランダ児童との交流事業などを実施している。
心の教育相談員	児童・生徒のいじめ、不登校、発達に関する不安などに対して面接相談・電話相談・訪問指導を行いながら、保護者や学校と連携を図り指導援助を行う人。
心の教育の充実	「佐倉教育ビジョン(H15年度策定)」の第3章「子どもたちが生き生き育つ学校教育」に位置付けられた目指すべき施策の一つ。実践につながる道徳教育、情操を高め豊かな心を育む読書や文化・芸術活動などを通じ、生命を尊重する心、他者への思いやりの心、美しいものや自然に感動する心など、豊な人間性を育むこととした。
<b>≪5</b> ≫	
佐倉うまいもの自 慢献立	毎年、佐倉市教育の日に各学校で実施している、地場産物をたくさん使用した 給食。
佐倉学	本市の歴史・自然・文化・人物などを学ぶことにより、郷土佐倉に愛着を感ずる 心や、佐倉をもっと良くしたいという気持ちなどを育み、郷土や地域のための活 動をとおした新しい地域文化の創造と国際社会で活躍する人材の育成につなげ ようとするもの。
佐倉市教育の日関 連行事	佐倉市教育の日の趣旨を広く市民に周知するため、その前後の期間に教育委員会が実施する各種行事のうち、関連行事として位置付けた行事のこと。
佐倉市開国150周年 記念事業	平成20年度に実施した事業。日本の開国に果たした堀田正睦の役割や、佐倉ゆかりの人々の活躍や関連資料を通して日本の開国と幕末の佐倉の理解を深めるため【近代医学の発祥地・佐倉順天堂】【日米修好に駆けた藩主堀田正睦】の展示会を実施した。
佐倉市教育セン ター	教育課題等に関する調査、研究及び開発、就学相談や教育相談などの業務を 行う教育機関。平成15年4月1日から設置された。
佐倉市教育の日	市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育及び社会教育の振興により本市の教育の充実及び発展を図るため、11月16日を「佐倉市教育の日」と定めた。この日を中心に様々な事業を行い、市民の教育に対する関心を高め、家庭・地域・学校の教育力を向上させ、青少年の育成を目指している。なお、この日は、天保4年(1833)佐倉藩主堀田正睦が、佐倉城三ノ丸御殿において藩政改革を宣言した日である。
佐倉市公民館活動 計画	公民館事業の充実を図るための計画。
佐倉市子ども読書 活動推進計画	子どもたちが、家庭・学校・地域社会の相互の連携による様々な活動のもとで育っことを願い策定した、子どもの読書活動を総合的に推進するための計画。
佐倉市耐震改修促 進計画	平成18年1月に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、国の方針や「千葉県耐震改修促進計画」を勘案し、災害に強いまちづくりを進めるため平成20年3月に、佐倉市が策定した計画。市内の既存建築物の耐震化に向けた施策を計画的に進めることによって、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命・財産を守ることを目的として定めた。
佐倉市民文化祭	毎年9月から11月にかけて、市内の施設で芸術・文化に関する展示会や発表会等を開催し、佐倉の芸術文化の振興を図っている事業。事業の実施・運営は、 佐倉市民文化祭実行委員会が行っている。
佐倉順天堂記念館	佐倉順天堂には日本各地から塾生が集まり、当時としてはかなり高度な医学を実地に学んでいた。のちに明治時代の医学界をリードする人材が育成された由緒ある史跡であることから、昭和60年に佐倉順天堂記念館として公開し、近代医学の黎明期の様子を今に伝えている。

用 語	説明
佐倉城下町400年記 念事業	1610年(慶長15年)に土井利勝が佐倉城主となり、1611年から佐倉城の築城を開始し1618年に完成した。佐倉城築城と城下町の整備を始めてから、2010年で400年となることから、2010年(平成22年)を初年度に2017年(平成29年)まで、「歴史のまち佐倉」の原点のひとつとして、様々な事業を実施することにより、市民の愛着を深めるための事業。
佐倉っ子塾	各公民館で実施する小学生を対象とした講座。子どもたちの佐倉を愛する心を育むとともに、健全な心身の発達を目指し、佐倉の自然や歴史、風習など特色のある様々な地域素材に触れ、体験できる学習を実施。
佐倉ならでは	「佐倉教育ビジョン(H15年度策定)」の第4章「佐倉の恵み再発見、学び舎佐倉」の目指すべき施策に使われた表現。「佐倉にしかないもの」「佐倉独特のもの」ということを言い換えたもの。
<b>≪し</b> ≫	
指定・登録文化財 制度	市の区域内に存する文化財のうち、市にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じることにより、市民の文化的向上に資するための制度。指定文化財は、文化財の中でもより重要なものを指定されたもの。国・県・市の指定がある。登録文化財は、国・市指定文化財以外の有形文化財で建造物のうち、その文化財としての価値を有して、活用のための措置が必要とされるものとして、文化財登録原簿に登録されたもの。
児童生徒の科学作 品展	児童生徒が作成した科学作品を展示し、佐倉の子どもたちの科学に対する興味 を喚起し、科学教育振興に努める事業。
市民学習発表会	佐倉市の小中高等学校児童生徒及び市民を対象に、同じ場所で研究や活動内容を発表しあい、市民参加の学習の場とする。
市民との協働	市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などの様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し協調して取り組むこと。協働には、共催、実行委員会・協議会、委託、補助、後援、情報提供・情報交換など様々な形がある。
市民文化資産選定制度	地域住民に継承されてきた、各地域の歴史・自然・文化に関する資産を、市民 が誇りを持つことのできる共通の財産として、所有者の努力や市民の協力に よって保全と活用を促進し、確実に将来に引継ぐための制度。
社会教育施設	公民館、図書館など、社会教育行政の管轄のもと、公共性、開放性、非営利性、政治的中立性などを原理として、専ら社会教育を行うために設置された施設。
市有特定建築物	市が所有する特定建築物。特定建築物とは、学校・集会場・百貨店・病院など、 多数の人が利用する一定規模以上の建築物のこと。
生涯学習	市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊な人生を送ることができるように、生 涯にわたって、あらゆる機会・場所において行う主体的な学習。
生涯学習推進計画	生涯にわたり自らの必要に応じて学習し、その成果を社会の中で活かすことができる環境づくりを進めていくための計画。
小規模校、大規模 校	原則として、学校教育法施行規則により、学校の学級数の標準は12 クラス以上 18 クラス以下とされている。従って、小規模校は12 クラス未満、大規模校は19 クラス以上となる。
小規模特認校制度	小規模校の現状を解消するために、市内全域(通学区域外)から児童の募集を 行う制度。
食育	豊かな自然がもたらす食べ物、それを育てた人への感謝の心と歴史ある食文化を大切にする心を育み、一人ひとりが食の大切さを理解し、食に関する知識と食を選択する力を取得することにより、健全な食生活を送ることのできる人づくり、 地域づくりを目指すこと。
食育の推進	健全な食生活を送ることのできる人づくり、地域づくりを実践すること。

用 語	説明
人権教育	人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動」。佐倉市は、「佐倉市人権尊重のまちづくり指針」に基づき、市全体で「すべての市民の基本的人権を尊重し保障するまち」づくりを目指している。学校等で実施する学校人権教育、成人を対象とした社会人権教育を推進している。
≪す≫	
スクールカウンセ ラー	子どもたちの臨床心理について専門的な知識・経験を有する臨床心理士等のカウンセリングの専門家のこと。県の配置で現在11中学校に配置されている。
健やかな体	児童生徒が、生涯にわたって社会でたくましく生きるための健康や体力のことを 指す。加えて、知力や意欲・気力といった精神面の充実をも含む。
スポーツリーダー バンク	市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及及び発展を図るため、スポーツ指導者の登録を行い、地域のスポーツ団体、学校等の要請に応じて、適切な指導者を紹介する事業。
<b>≪せ≫</b>	
青少年育成市民会議	青少年に関する問題の解決のため、市民1人ひとりが問題解決に取り組み、家庭や学校や地域がそれぞれの立場で、各種団体と行政が協同して健全育成を推進していくことを目的に結成された。市内7地区の青少年健全育成住民会議と子ども会育成連盟、PTA連絡協議会などの団体で構成されている。
<b>~</b> <del>*</del>	
総合型地域スポー ツクラブ	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、初心者から競技者まで、子どもから高齢者までの誰もが、それぞれのレベルなどに応じていつでも活動できるスポーツクラブのこと。
<b>≪た≫</b>	
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又 は敷地の整備をすること。
耐震補強工事	文部科学省では、学校建物が児童・生徒の地震時の安全性、被災直後の避難場所としての機能を持つことから、Is値0.7以上を確保させることとして、0.7未満のものを耐震補強工事の補助対象としている。(なお、国土交通省は耐震改修促進法の中で、Is値0.6以上を確保すること目標としている)
第2次佐倉市図書館 整備基本計画	図書館をより多くの市民の身近な情報拠点としていくために、その整備の在り方を示した計画。
第4次佐倉市総合計 画	佐倉市のまちづくりの基軸となる総合的な計画として、平成23年度から32年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す計画。基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画により構成されている。
体力向上推進計画	各学校において、児童生徒の体力向上を目指し、各教科、領域など教育活動全体を通して総合的にたてられた計画。
確かな学力	基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をもとに、これらを活用して課題を解決するための必要な思考力・判断力・表現力等の能力。
確かな学力の向上	「佐倉教育ビジョン(H15年度策定)」の第3章「子どもたちが生き生き育つ学校教育」に位置付けられた目指すべき施策の一つ。児童生徒の基礎・基本の習得や自ら課題を見つけ解決しようとする態度や方法を身に付けることにより、確かな学力の向上を目指していくこととした。
楽しい授業	児童生徒が、学習内容について興味関心が高まり、自ら意欲的に学習している 授業。

用 語	説明		
<b>《ち》</b>			
地域に開かれた学 校づくり	家庭や地域社会と連携・協力する学校づくり。 「佐倉教育ビジョン(H15年度策定)」の第2章「みんなの力を、地域の教育力へ」 と、第3章「子どもたちが生き生き育つ学校教育」に位置付けられた目指すべき 施策の一つ。第2章では、学校行事と地域活動の融合や学校開放の推進など、 社会教育的な視点からの施策を位置付けている。第3章では、学校からの情報 発信や地域人材の活用、地域の声を学校経営に生かすなど、学校教育的な視 点から施策を位置付けている。		
地域の教育力	地域の自然・文化・人間関係の中で営まれる生活自体が持つ無意図的な広義の教育力と意図的・計画的なプログラムや活動・努力等によって醸し出される狭義の教育力とに区別できる。		
地域のコミュニ ティ活動	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていこうとする活動。		
知識基盤社会	新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増していること。		
<b>≪て</b> ≫			
適応指導教室	何らかの要因によって学校に行けない小・中学生に、教育相談やグループ活動を通して、学習や集団生活に適応できるように支援し、学校へ登校できるように していくところ。		
<b>≪</b> と≫			
道徳・特別活動等 の領域	児童生徒が学習する内容の大きなまとまり。学習指導要領では、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間・外国語活動が示されている。		
道徳教育	道徳教育の目標は、人間尊重の精神と、生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことにある。学校における道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動を全体を通じて行う。		
道徳副読本	道徳教育を行うために、佐倉市が作成する補助教材。市民意識調査における佐 倉市民の道徳意識の現状と課題を踏まえ、佐倉の先人を素材として作成。		
特別支援教育支援 員	幼・小・中学校等において特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の困難な活動 を支援する人。		
<b>≪IC≫</b>	•		
日本オランダ年記 念事業	「日本オランダ年」であった平成21年度に、オランダとの通商400周年を記念して、さらにお互いの文化を知り発展していくために実施した事業。教育委員会では、「佐倉とオランダ ミニパネル展」「市民のオランダ展」「佐倉オランダ児童交流事業」などを実施。		
<b>≪は≫</b>			
バリアフリー化	英語の「バリア(障壁)」と「フリー(自由な・~からのがれる)」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすること。		
<b>≪¾</b> >			
武家屋敷	武家屋敷通りは、城下町佐倉の面影を今に残しており、道路に面して築かれた 土塁や生垣に往時をしのぶことができる。通りの奥まったところには旧河原家住宅(県指定文化財)があり、展示された調度品に佐倉の武士の生活様式を垣間 見ることができる。また、旧但馬家住宅(市指定文化財)は、休憩などに利用で き、旧武居家住宅では武家屋敷関連の出土品の展示が見られる。		

用語	説明		
文化財	文化財とは、文化的所産ないしは文化的財宝のこと。文化財保護法第2条において、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建築物群の6つに分類して、それぞれ具体的に規定している。		
文化資産	佐倉市において、地域住民に長く保護され、継承されてきた各地域の個性を表す歴史、文化、自然に係るものをいう。具体的には、①生活文化資産、②芸術文化資産、③自然資産の3つに分類している。		
<b>≪ま</b> ≫			
放課後子どもプラン	文科省の「放課後子ども教室推進事業」と厚労省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するプラン。地域ぐるみで児童を育成する気運を醸成するため、本市でも平成20・21年度に山王小学校でモデル事業を実施。		
<b>≪₩</b> ≫			
民生委員・児童委 員	住民に委託して地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け支援を行う制度。 社会奉仕の精神で住民の立場に立って相談に応じたり、住民が尊厳をもってそ の人らしい自立した生活ができるように支援を行うことにより、誰もが安心して暮 らすことのできる地域社会づくりをめざす。		
<b>≪も</b> ≫			
本佐倉城跡	本佐倉城は、文明16年(1484)頃から天正18年(1590)まで、千葉氏の本拠地とされた城郭。この城跡の大部分は、現在酒々井町に含まれているが、北西部の一部は佐倉市になっている。その保存状態は良好であり、今でも壮大な土塁や空堀が残されている。〔平成10年9月11日国指定史跡〕		
<b>≪ゆ</b> ≫			
豊かな心	自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など。豊かな心の育成においては、徳育・言語に関する活動・体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要がある。		
<b>≪よ</b> ≫			
洋学	江戸時代から明治にかけて日本に入ってきた欧米の学問の総称。		
<b>《わ》</b>	< <b>↑&gt;</b>		
わかる授業	児童生徒が、学習内容を理解できたと実感できる授業。		

## 4 策定経過

会議名	開催日	内容
第 1 回策定検討会	平成21年10月19日	・佐倉教育ビジョンの見直しに関する全体的説明 ・佐倉教育ビジョン策定懇話会について ・佐倉教育ビジョン策定検討会の役割 ・佐倉教育ビジョンの見直し方針の確認
第1回策定懇話会	平成21年11月16日	・『佐倉教育ビジョン』の概要説明 ・策定懇話会の役割、策定スケジュールの説明 ・教育ビジョン見直しの基本方針の説明 ・今後の進め方の説明
第2回策定検討会	平成22年1月18日	<ul><li>第1回策定懇話会の会議内容の説明</li><li>第2回策定懇話会の検討内容の確認</li></ul>
第2回策定懇話会	平成22年1月26日	・県内他市の教育計画の策定状況 ・新しい教育ビジョンの策定方針の決定
第3回策定検討会	平成22年4月20日	<ul><li>・第2回策定懇話会の会議内容の説明</li><li>・第3回策定懇話会の検討内容の確認</li></ul>
第3回策定懇話会	平成22年4月28日	・教育ビジョンの体系の決定
第4回策定懇話会	平成22年6月30日	・基本理念、目指すべき佐倉市民像の検討 ・基本方針の説明
第4回策定検討会	平成22年7月23日	<ul><li>・第3回、第4回策定懇話会の会議内容の説明</li><li>・第5回策定懇話会の検討内容の確認</li></ul>
第5回策定懇話会	平成22年8月9日	・基本理念、目指すべき佐倉市民像の決定 ・基本方針及び基本方針推進の視点の確認 ・施策案の説明
第6回策定懇話会	平成22年10月6日	・基本理念、めざすべき佐倉市民像の説明文の検討 ・基本方針の内容の検討 ・施策及び目指すべき施策の内容の検討
第5回策定検討会	平成22年10月25日	<ul><li>第5回、第6回策定懇話会の会議内容の説明</li><li>第7回策定懇話会の検討内容の確認</li></ul>
第7回策定懇話会	平成22年11月4日	<ul><li>・施策及び目指すべき施策の内容の検討</li><li>・全体的な構成の決定</li><li>・基本理念、目指すべき佐倉市民像の最終的な確認</li><li>・基本方針の修正案の検討</li></ul>

会議名	開催日	内容
第8回策定懇話会	平成22年12月1日	・教育ビジョンの素案の決定 ・新教育ビジョンの名称の検討
教育委員会議	平成22年12月15日	・教育ビジョンの素案についての協議
政策調整会議	平成23年1月12日 2月 2日 2月 9日	・教育ビジョンの素案についての審議
パブリックコメント	平成23年2月18日 ~ 3月4日	・教育ビジョンの素案に関する、市民意見の聴取
第9回策定懇話会	平成23年3月10日	<ul><li>・佐倉教育ビジョンの策定経過</li><li>・パブリックコメントの結果</li><li>・教育ビジョン最終案の確認</li></ul>
教育委員会議	平成23年3月16日	<ul><li>・教育ビジョンについての審議</li><li>・教育ビジョンの決定</li></ul>

### 5 策定組織

- (1) 佐倉教育ビジョン策定懇話会
- ■佐倉教育ビジョン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市における中・長期の視点に立った教育目標を明らかにし、これから の佐倉の教育の目指すべき方向性を示す佐倉教育ビジョンを策定するため、佐倉 教育ビジョン策定懇話会(以下「策定懇話会」という。)を置く。 (定義)

第2条 この要綱において、「佐倉教育ビジョン」(以下「教育ビジョン」という。) とは、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する、地 方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とする。 (所掌事務)

- 第3条 策定懇話会は次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 教育ビジョンの最終的な素案を策定し、教育長に提言すること。
  - (2) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第4条 策定懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3)教育団体の代表者
- (4) 地域の代表者
- (5) 公募による市民

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第6条 策定懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総括し、策定懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 策定懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長とな

る。

- 2 策定懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 4 策定懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 策定懇話会の会議は、公開を原則とし、その他会議の公開に関する事項は、 「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」の規定によるものとする。 (検討会の開催)

第9条 策定懇話会は、必要に応じて検討会を設置し、所掌事項について検討させることができる。

(庶務)

- 第10条 策定懇話会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。 (補則)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年8月17日決裁21佐教総第349号) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年8月17日から施行する。 (有効期限)
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限りその効力を失う。

## ■佐倉教育ビジョン策定懇話会委員

## 【任期】 平成21年11月16日~平成23年3月31日

区 分	氏	名	備  考
学識経験者	倉 次	和也	元中学校長 佐倉市学校教育相談員
教育関係者	川島	正一	佐倉市校長会 (佐倉市立臼井南中学校 校長)
教育関係者	前田	克 彦	佐倉市教頭会 (佐倉市立南志津小学校 教頭)
教育関係団体	高比良	直美	佐倉市公民館運営審議会委員 佐倉市図書館協議会委員
教育関係団体	綾 野	仁 嗣	佐倉市文化団体連絡協議会
地域の代表者	真次	洋 一	佐倉スクールガードアドバイザー
地域の代表者	大 川	和 雄	学校評議員 パソコンボランティア
公募の市民	中嶋	義 昭	
公募の市民	青 柳	京 子	
公募の市民	田島	誠	

### (2) 佐倉教育ビジョン策定検討会

#### ■佐倉教育ビジョン策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉教育ビジョン策定懇話会(以下「策定懇話会」という。)における、 新たな佐倉教育ビジョン(以下「教育ビジョン」という。)の策定を円滑に進め るため、佐倉教育ビジョン策定検討会(以下「検討会」という。)を置く。 (所掌事務)

- 第2条 検討会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 教育ビジョンの素案を作成し、策定懇話会に提出すること。
  - (2) 策定懇話会における検討資料の作成に関すること。
  - (3) その他策定懇話会が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 検討会に会長及び副会長各1人を置き、会長は教育次長、副会長は教育総務課 長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会の事務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、検討会が設置された日から平成23年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第5条 検討会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会 議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討会作業部会の開催)

第6条 検討会は、必要に応じて検討会作業部会(以下「作業部会」という。)を 設置し、所掌事項について検討させることができる。

(庶務)

- 第7条 検討会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。 (補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年8月17日決裁21佐教総第349号) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年8月17日から施行する。 (有効期限)
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限りその効力を失う。

## 別表

No.	委員
1	教育次長
2	教育総務課長
3	学務課長
4	指導課長
5	教育センター所長
6	社会教育課長
7	文 化 課 長

## 佐倉教育ビジョン(平成23年度~32年度)

## 平成23年4月発行

編集・発行/ 佐倉市教育委員会(教育総務課)

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

電話/ 043-484-1111(代表)

043-484-6183 (直通)

E-mail/kyoikusomu@city.sakura.lg.jp

